

(証券コード 4777)
平成18年6月12日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号

株式会社 ガ ー ラ

代表取締役社長 菊川 暁

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月26日(月曜日)までに到着するよう、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時 平成18年6月27日(火曜日)午前10時
- 場 所 東京都渋谷区神南一丁目12番13号
渋谷シダックスビレッジ 2階 会場
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい)
前回の会場とは異なっておりますので、お間違えのないよう、宜しくお願いいたします。
- 会議の目的事項
報告事項
 - 第13期(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第13期(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項
 - 第1号議案 第13期(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(37頁から48頁まで)に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

- 第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の額の改定及び
報酬等の内容決定の件
- 第6号議案 使用人等に対してストックオプションとし
て発行する新株予約権の募集事項の決定を
当社取締役会に委任する件
議案の要領は、後記「議決権の行使につい
ての参考書類」(54頁から58頁まで)に記載
のとおりであります。

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙
を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益改善による設備投資の増加や雇用の増加、さらに個人消費も堅調に推移したことから、景気回復基調が継続いたしました。

このような状況の中で企業においてはインターネットを利用したマーケティング活動への注目度が増加しており、マーケティング手段としてのオンライン・コミュニティ^{*1}の開設需要やインターネット上の口コミ調査、特にブログ^{*2}や掲示板の 口コミ 調査の需要が着実に増加してまいりました。また、企業のウェブマーケティングに対する関心の高まりが、大手企業から中小企業やNPO等に広がる傾向にあり、オンライン・コミュニティやコミュニティ内のコンテンツへの注目度は、今後も高まると期待しております。

当社グループにおきましては、オンライン・コミュニティを活用し、マーケティング活動を企業と消費者が共同で行い共存共栄を実現する「コラボレーティブ・マーケティング^{*3}」を提唱し、コミュニティの提供やインターネット上の口コミ分析調査等のマーケティング関連サービスの提供に注力してまいりました。当社グループの当連結会計年度における業績の概況は以下のとおりであります。

当連結会計年度のコミュニティ・ソリューション事業におきましては、企業向けにオンライン・コミュニティの販売活動に注力しましたが、コミュニティの開設意欲はあるものの開設コストや、手軽に開設できるブログの存在が競合となり、受注件数が落ち込み、既存クライアントの大型コミュニティが終了するなど、大変厳しい状況となりました。なお、平成18年2月より初期導入料金及び運営料金が低価格なコミュニティのサービスを開始いたしました。業績貢献までには至りませんでした。

その一方で、データマイニング^{*4}事業におきましては、インターネット上に掲載される企業のリスク情報やマーケティング情報を収集して提供する情報クリッピングサービス^{*5}は堅調に推移いたしました。また、当連結会計年度上半期に発表した(株)電通との資本提携・業務提携によるイン

ターネット上の口コミ分析サービス「電通バズリサーチ」は当連結会計年度下半期から本格的な販売を予定しておりましたが、システムの安定稼働に時間を要したことから、大幅な業績貢献には至りませんでした。

また、グループ会社で行っておりますオンラインゲーム⁶事業におきましては、当連結会計年度上半期からゲームポータルサイト⁷の準備を行い、平成17年11月にサービス提供を開始いたしました。当連結会計年度では先行投資費用を回収するに至っておりませんが、業績は順調に推移いたしました。

これらにより、コミュニティ関連では、売上高 519,984 千円、前期比 2.5%減となりました。また、ホームページ制作事業等の売上高は 79,112 千円、前期比 15.3%増と業績回復傾向となりました。

また、売上原価はオンラインゲーム事業が加わり 189,294 千円、前期比 28.2%増となり、販売費及び一般管理費は連結子法人等の増加等により、497,251 千円、7.2%増になりました。また、主な営業外費用として米国開業準備費用 22,127 千円、新株発行費 9,964 千円、子会社株式取得費用 7,874 千円、主な特別利益として、投資有価証券売却益が 267,866 千円、主な特別損失として商品評価損 51,000 千円、投資有価証券評価損 32,796 千円、固定資産除却損 6,909 千円等を計上いたしました。

以上の結果、売上高 599,097 千円（前期比 0.4%減）、営業損失 87,448 千円（前期営業損失 9,735 千円）、経常損失 127,768 千円（前期経常損失 13,661 千円）と、残念ながら損失が拡大いたしました。当期純利益については 71,690 千円（前期当期純利益 986 千円、前期比 70,704 千円の増加）と当連結会計年度におきましても利益計上となりました。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

事業部門別の売上高を示すと、次のとおりであります。
事業部門別の売上高内訳

(単位：千円)

区分	期別	当連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	
		金額	構成比	金額	構成比
	コミュニティ・ソリューション事業	120,098	20.1%	299,080	49.7%
	データマイニング事業	335,783	56.0	234,035	38.9
	オンラインゲーム事業	64,102	10.7		
	コミュニティ関連小計	519,984	86.8	533,116	88.6
	ホームページ制作事業等	79,112	13.2	68,620	11.4
	合計	599,097	100.0	601,736	100.0

- (注) 1. 事業部門別売上高内訳におきましては、記載金額の千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度より、オンラインゲーム事業を開始しております。

(2) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、オンライン・コミュニティに関するビジネスを事業の中心に据え、早期の収益基盤の確立を目指すべく、事業拡大と継続的収益構造への移行を目的として資本提携や業務提携など、数々の施策に取り組んでまいりましたが、当連結会計年度におきまして5期連続して重要な営業損失及び重要な経常損失を計上しております。しかしながら、当連結会計年度に開始した、インターネット上の口コミ分析サービスの提供体制の整備が進んだことや、オンラインゲーム事業が順調な立ち上がりとなったことから、実質的に継続的な収益獲得構造への移行ができたものと認識しております。当社グループはこれらの継続的収益獲得構造による確実な収益確保さらには収益拡大のための課題として以下のものを認識しており、次期以降につきましても積極的に課題に対処していく所存であります。

継続的収益構造の確立

当社グループは、収益構造をコミュニティの初期導入料金等による流動的収益（一時的な収益）から、ASPサービス等の継続的収益に移行し、継続的収益となる売上高について年間で400,000千円を目指して取り組んできたことにより、当連結会計年度で423,042千円を計上するまでに至りました。一方で、流動的な収益となるサービスから撤退しているため売上高総額では前連結会計年度を下回る結果となりました。

当連結会計年度における、継続的収益の増加要因は当社グループの主要売上がASPサービスにシフトしたことや、オンラインゲーム事業による収益が加わったことによります。

今後は、当社グループの主たる収益が継続的収益であることから、当該収益を拡大させることにより、継続的かつ安定的な利益を確保する体制を確立することが必要と認識しております。また、これらの実現のために、新規サービスの投入や積極的な資本提携・業務提携により、優良なサービス内容の提供や、サービス提供体制を強化してまいります。

オンラインゲーム事業のグローバル展開

当連結会計年度に連結子法人等の GALA-NET, INC. が英語版のオンラインゲームの提供を開始いたしました。主なユーザーは北米ですが、欧州ユーザーも相当数参加しております。今後、収益拡大のため、英語以外の欧州言語版の提供を開始するとともに欧州通貨によるサービスの必要性を認識しております。当社グループではオンラインゲーム事業について、北米・欧州・南米を主とするグローバルな展開を目指しており、当社グループでの主要な収益となるべく注力していく所存であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

- (1) 当社は平成17年7月22日に第三者割当増資により新株式157株を発行しております。

発行価額 1株につき640,000円

発行価額の総額 100,480千円

- (2) 当社は平成18年1月12日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債1,000,000千円を発行しております。

- (3) 連結子法人等GALA-NET, INC.において、平成17年12月26日に第三者割当増資により新株式5千万株を発行しております。

発行価額 1株につき0.01米ドル

発行価額の総額 500,000米ドル

(4) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で44,917千円であり、主な内訳はサーバー等情報機器取得15,047千円、ソフトウェア29,641千円であります。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移
 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期
売 上 高(千円)	691,914	605,248	601,736	599,097
経常利益又は 経常損失() (千円)	128,272	167,242	13,661	127,768
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	3,137	154,485	986	71,690
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	304.75	14,959.35	95.16	1,320.62
総 資 産(千円)	925,661	732,110	721,338	2,111,526
純 資 産(千円)	787,845	638,405	659,582	1,519,978
1株当たり純資産(円)	76,312.04	61,819.07	62,865.32	25,360.03

- (注) 1. 当社は第12期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出したものであります。
4. 第10期における経常損失は、主に売上高の減少によるものであります。また、当期純利益は特別利益として営業譲渡益 132,343千円の計上によるものであります。
5. 第11期における経常損失及び当期純損失は、主に売上高の減少及び販売費及び一般管理費の増加によるものであります。また、総資産及び純資産の減少は、主に現金及び預金の減少とソフトウェアの除却、当期純損失の計上によるものであります。
6. 第12期における経常損失の減少及び当期純利益は、主に販売費及び一般管理費の減少によるものであります。なお、特別利益として投資有価証券売却益 158,531千円、特別損失として営業権償却 100,000千円、ソフトウェアの耐用年数見直しに伴う過年度減価償却不足額 28,644千円、本社移転費用 6,996千円、固定資産除却損 6,791千円等を計上しております。
7. 平成17年11月18日に株式を1:5の割合で分割しております。
8. 第13期における経常損失は、主に売上原価と販売費及び一般管理費の増加、新株式発行、子会社株式取得、米国開業準備の費用によるものであります。また、当期純利益は主に投資有価証券売却益267,866千円によるものであります。総資産及び純資産の増加は、主に新株予約権付社債発行、第三者割当増資、子会社株式取得によるものであります。

当社の営業成績及び財産の状況の推移

	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期
売 上 高(千円)	595,378	547,086	537,738	455,780
経常利益又は 経常損失() (千円)	111,932	140,950	4,456	57,469
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	19,166	141,752	19,284	86,475
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	1,861.88	13,726.36	1,859.97	1,592.96
総 資 産(千円)	894,105	730,466	733,624	2,018,278
純 資 産(千円)	777,263	640,556	680,328	1,553,588
1株当たり純資産(円)	75,287.05	62,027.36	64,842.63	25,920.78

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出したものであります。
3. 第10期における経常損失は、主に売上高の減少によるものであります。また、当期純利益は特別利益として営業譲渡益 132,343千円の計上によるものであります。
4. 第11期における経常損失及び当期純損失は、主に売上高の減少及び販売費及び一般管理費の増加によるものであります。また、総資産及び純資産の減少は、主に現金及び預金の減少とソフトウェアの除却、当期純損失の計上によるものであります。
5. 第12期における経常利益及び当期純利益は、主に販売費及び一般管理費の減少によるものであります。なお、特別利益として投資有価証券売却益 158,531千円、特別損失として営業権償却 100,000千円、ソフトウェアの耐用年数見直しに伴う過年度減価償却不足額 28,644千円、本社移転費用 6,996千円、固定資産除却損 6,791千円等を計上しております。
6. 平成17年11月18日に株式を 1 : 5 の割合で分割しております。
7. 第13期における経常損失は、主に売上高の減少及び新株式発行や子会社株式取得による営業外費用の増加によるものであります。なお、特別利益として投資有価証券売却益 267,866千円、特別損失として商品評価損 51,000千円、投資有価証券評価損 32,796千円、子会社株式評価損 31,585千円、固定資産除却損 6,670千円等を計上しております。また、総資産及び純資産の増加は、主に新株予約権付社債発行、第三者割当増資によるものであります。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは当社（株式会社ガーラ）と、連結子法人等（株式会社ガーラウェブ、AEONSOFT, INC. 及び GALANET, INC.）、関連会社（MASANGSOFT, INC.）により構成されており、インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つコミュニティの関連サービスを主な事業としており、コミュニティの構築・運営、情報クリッピングサービス、口コミ情報収集分析、オンラインゲームの開発・運営等を行っております。

当社グループの事業内容並びに当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは下記のとおりであります。

(1) 株式会社ガーラ

a. コミュニティ・ソリューション事業

オンライン・コミュニティに関して独自に有する技術とノウハウを活用し、企業のコミュニティの構築・運営を受託支援する他、企業がコミュニティをビジネスに活かすための各種システムを提供しています。

消費者の感覚や言葉を把握するための環境・道具として、また消費者の需要を喚起する要素を持つユーザー参加型マーケティングインフラとしてのコミュニティの提供をはじめ、ユーザーが投稿したメッセージのキーワードにリンクを貼り、ユーザーを当該キーワードの関連サイトに誘導する『ワーズナビ』、コミュニティ会員やサイト登録ユーザーへのメール配信システム等を提供しています。

さらに、インターネット上の掲示板を対象に、誹謗中傷の不適切な投稿を未然に防ぐ掲示板フィルタリングサービス『サイバーコップス』や不適切用語辞書等を提供しています。

b. データマイニング事業

インターネット全体を対象とした広範囲なデータとコミュニティの会員を対象とした深く詳細なデータの収集と分析を組み合わせることにより、企業に対して有益なマーケティング情報やリスク情報を提供しています。

ネット上の口コミ情報を収集し、当該企業のブランドイメージ、競合他社との比較、企業メッセージの訴求効果等を分析する『バイラルリサーチ[®]システム』を株式会社電通との業務提携により、『電通バズリサーチ』として提供しております。また、インターネット上のリスク情報等を収集し報告する情報クリッピングサービス『e - マイニング』等を提供しております。

(2) 株式会社ガーラウェブ（連結子法人等）

a. ホームページ制作事業等

ウェブ構築における企画、デザイン、システム開発、サイト運営、プロモーションを一貫して手掛けるウェブ構築トータルプロデュースを行っております。

(3) AEONSOFT, INC.（連結子法人等）

a. オンラインゲーム事業

ゲーム内にコミュニティ機能を要するMMORPG⁹と呼ばれるオンラインゲームを開発しており、開発したゲームを各国のパブリッシャー¹⁰にオンラインゲームのサービス提供ライセンスとして供給しております。

同社ではオンラインゲーム『Flyff online（フリフオンライン）』を開発し、韓国内で一般消費者に提供するとともに、さらに新たなオンラインゲームの開発を行っております。

(4) GALA-NET, INC.（連結子法人等）

a. オンラインゲーム事業

オンラインゲームのポータルサイト「gpotato（ジーポテト）<http://www.gpotato.com>」を開設しており、サービス提供ライセンスを取得したオンラインゲームを一般消費者に提供しています。

(5) MASANGSOFT, INC.（関連会社）

a. オンラインゲーム事業

ゲーム内にコミュニティ機能を要するMMORPGと呼ばれるオンラインゲームを開発しており、開発したゲームを各国のパブリッシャーにオンラインゲームのサービス提供ライセンスとして供給しております。

同社ではオンラインゲーム『SpaceCowboy（スペースカウボーイ）』の開発を行っております。

(2) 企業集団の主要な事業所

当社の主な事業所

本 社：東京都渋谷区

子法人等の事業所

株式会社ガーラウェブ 本社：東京都渋谷区

AEONSOFT, INC. 本社：大韓民国ソウル市

GALA-NET, INC. 本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 185,820.00株

(注) 平成17年8月19日開催の取締役会決議に基づく株式分割に伴い同取締役会において定款変更決議を行い、平成17年11月18日をもって会社が発行する株式の総数を37,164株から185,820株に変更しております。

発行済株式の総数 59,937.30株

(注) 当期中の株式数の増加

第三者割当増資による新株式の発行 157.00株

新株予約権の権利行使による新株式の発行

825.00株

株式分割による新株式の発行 43,596.00株

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株

予約権の権利行使による新株式の発行 4,867.30株

当期末株主数 3,870名(前期末比2,799名増)

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	議決権比率	当社の大株主への出資状況	
			持 株 数	出 資 比 率
菊 川 暁	28,306.00株	47.23%	株	%
大阪証券金融株式会社	2,061.00	3.43		
川 手 広 樹	1,555.00	2.59		
菊 川 匡	1,200.00	2.00		
株 式 会 社 電 通	785.00	1.30		
岡 野 健 二	520.00	0.86		
株式会社INVESTORSHIP	500.00	0.83		
鹿 嶋 崇 幸	400.00	0.66		
村 本 理 恵 子	310.00	0.51		
高 田 隆 右	300.00	0.50		

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成14年8月7日	平成15年3月26日	平成15年8月20日
新株予約権の数	209個	98個	127個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,045株	490株	635株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償

当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権
該当する事項はありません。

転換社債型新株予約権付社債

銘柄	発行日	新株予約権付社債残高	行使価額（転換価額）	新株予約権の行使期間
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成18年1月12日	375,000千円	本新株予約権付社債の発行後、毎週金曜日（以下それぞれ「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、売買高加重平均価格（VWAP）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所（当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引の出来高及び値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とする。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値の94%に相当する金額（1,000円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が109,000円（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が436,000円（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。	平成18年1月13日から平成23年1月11日まで

(6) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
61名	37名増

(注) 従業員数には、契約社員2名、派遣社員1名及びアルバイト5名は含まれておりません。

当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	13名	3名増	33.93歳	2.79年
女性	6	1名増	33.01	3.39
合計又は平均	19	4名増	33.64	2.98

(注) 従業員数には、契約社員1名、派遣社員1名及びアルバイト5名は含まれておりません。

(7) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 ガーラウェブ	千円 60,000	% 100	・ウェブ制作
AEONSOFT, INC.	千韓国ウォン 900,000	100	・オンラインゲーム 開発・提供
G A L A - N E T , I N C .	千米ドル 1,000	50	・オンラインゲーム 提供運営

重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MASANGSOFT, I N C .	千韓国ウォン 423,000	20	・オンラインゲーム 開発・提供

企業結合の経過

当連結会計年度において、AEONSOFT, INC. の全株式を取得し重要な子法人等に、また、MASANGSOFT, INC. の株式を取得し重要な関連会社に加えております。

なお、重要な子法人等のGALA-NET, INC. に対し44,904千円の追加出資を行っております。

企業結合の成果

連結子法人等は、重要な子法人等の3社、持分法適用会社は重要な関連会社の1社であります。

なお、企業結合の成果については、1. 営業の概況 (1) 企業集団の営業の経過及び成果に記載のとおりであります。

(8) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

取得株式

普通株式 1.30株

取得価額の総額 188,850円

決算期における保有株式

普通株式 1.30株

(9) 主要な借入先の状況

該当する事項はありません。

(10) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	会社における担当又は主な職業
取 締 役 会 長	村 本 理 恵 子	
代表取締役社長	菊 川 暁	
取 締 役	川 手 広 樹	株式会社ガーラウェブ代表取締役
取 締 役	田 中 最 代 治	株式会社田中経営研究所代表取締役
常 勤 監 査 役	岡 田 行 進	
監 査 役	江 原 淳	専修大学ネットワーク情報学部教授
監 査 役	相 馬 健 夫	株式会社ネットラーニング常勤監査役

- (注) 1. 取締役田中最代治は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役岡田行進、監査役江原淳、監査役相馬健夫は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 平成17年6月29日開催の第12回定時株主総会において監査役補欠者として角田大憲氏(中村・角田・松本法律事務所)が選任されております。

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	10,000千円
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	10,000千円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	10,000千円

当社と会計監査人との間の監査契約において商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重大な事実

1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の株式転換について

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は平成18年4月7日に375,000千円が株式に転換され、これにより当該社債はすべて株式に転換されました。

なお、平成18年4月7日の転換により資本金が187,500千円増加、資本準備金が187,500千円増加し、新株予約権付社債が375,000千円減少しております。

2. NFLAVOR, Corp. への追加出資について

当社は、平成18年3月24日の取締役会において、韓国でオンラインゲーム開発を行うNFLAVOR, Corp. に対し追加出資を行い関連会社とすることを決定し、平成18年4月13日に株式を取得いたしました。

取得株式数 16,666株（発行済株式数 150,000株）

取得株式対価 1,499,940千韓国ウォン

取得後の当社の保有株式数 30,000株（持株比率 20.00%）

- 6 オンラインゲーム
インターネットを介して複数の人が同時に参加して行われるコンピュータゲームで、カードゲームなどをネット対応にしたものや、ロールプレイングゲーム（MMORPG = Massively Multiplayer Online Role Playing Game、数百人から数千人規模のプレイヤーが同時に1つのサーバーに接続してプレイするゲーム）、シューティングゲーム等がある。
- 7 ポータルサイト
インターネットの入り口となる巨大なWebサイトで、ゲームポータルサイトは、様々なゲームを提供するWebサイト。
- 8 バイラルリサーチ
企業の商品やサービスについて、消費者の口コミ情報や反応を調査するサービス。「バイラル」は「感染的な」という意味で、口コミをウイルスの感染・増殖に例えている。
- 9 MMORPG
数百人から数千規模のプレイヤーが同時に1つのサーバーに接続してプレイするRPGゲーム。
- 10 パブリッシャー
オンラインゲームを一般消費者に向けてサービス提供する企業。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	1,528,375	流動負債	513,387
現金及び預金	1,409,975	買掛金	32,449
受取手形及び売掛金	92,868	1年以内返済予定長期借入金	6,663
預け金	9,701	未払金	48,197
その他	16,532	未払法人税等	4,219
貸倒引当金	702	賞与引当金	13,645
固定資産	583,151	新株予約権付社債	375,000
有形固定資産	50,339	その他	33,212
建物	8,354	固定負債	45,329
車輛運搬具	180	長期借入金	33,210
工具器具備品	41,804	繰延税金負債	3,811
無形固定資産	323,514	退職給付引当金	3,947
ソフトウェア	68,891	役員退職慰労引当金	4,360
営業権	36,697	負債合計	558,717
権利金	66,520	【少数株主持分】	
連結調整勘定	141,091	少数株主持分	32,829
その他	10,314	【資本の部】	
投資その他の資産	209,297	資本金	1,010,751
投資有価証券	151,580	資本剰余金	431,712
長期前払費用	16,964	利益剰余金	70,526
敷金及び保証金	40,753	株式等評価差額金	5,553
		為替換算調整勘定	1,623
		自己株式	188
		資本合計	1,519,978
資産合計	2,111,526	負債、少数株主持分及び資本合計	2,111,526

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

連結損益計算書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
【経常損益の部】		
【営業損益の部】		
営業収益		599,097
売上高		
営業費用		
売上原価	189,294	
販売費及び一般管理費	497,251	686,545
営業損失		87,448
【営業外損益の部】		
営業外収益		
受取利息	357	
還付加算金	11	
講演料収入	145	
雑収入	80	595
営業外費用		
支払利息	359	
新株発行費	9,964	
社債発行費	388	
為替差損	201	
子会社株式取得費用	7,874	
米国開業準備費用	22,127	
雑損失	0	40,916
経常損失		127,768
【特別損益の部】		
特別利益		
投資有価証券売却益	267,866	
持分変動利益	20,727	288,594
特別損失		
商品評価損	51,000	
投資有価証券評価損	32,796	
固定資産除却損	6,909	
減損損失	1,363	
その他特別損失	920	92,988
税金等調整前当期純利益		67,836
法人税、住民税及び事業税		1,328
少数株主損失		5,182
当期純利益		71,690

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

注 記

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社グループは、平成14年3月期以降5期連続して重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、データマイニング事業におきまして、当連結会計年度において株式会社電通と資本提携並びに業務提携を実施し、インターネット上の口コミ分析サービスである『バイラルリサーチシステム』を開発し、株式会社電通が『電通バズリサーチ』として独占販売する契約を締結いたしました。

また、当連結会計年度よりオンラインゲーム事業を開始し、GALA-NET, INC.においてゲームポータルサイトを開始いたしました。これに伴い、オンラインゲーム開発会社であるAEONSOFT, INC.の100%子会社化、MASANGSOFT, INC.への出資、NFLAVOR, Corp.への出資等、オンラインゲーム開発会社との関係強化を進めてまいりました。

しかしながら、当連結会計年度におきましては『バイラルリサーチシステム』の安定稼働が遅れたことや、オンラインゲームの先行投資費用計上により、損益状況の改善に至りませんでした。

次期におきましては、当社グループにおける継続的収益構造による安定的収益の増大に向けて、コミュニティ・ソリューション事業では提供サービスの全体的な見直しによる採算性の向上、データマイニング事業は規模拡大を目指し、さらに新たな収益源としてオンラインゲーム事業は日本語版でのサービスを平成19年3月期第2四半期に、また欧州言語版でのサービスを第4四半期に開始する予定です。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数	3社
会社名	(株)ガーラウェブ AEONSOFT, INC. GALA-NET, INC.

AEONSOFT, INC.は同社株式を取得したため、新たに連結子法人等となりました。なお、AEONSOFT, INC.は平成18年1月31日の株式取得に伴い、みなし取得日を平成17年12月末としております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数	1社
会社名	MASANGSOFT, INC.

MASANGSOFT, INC.は同社株式の取得により、新たに持分法適用会社となりました。なお、MASANGSOFT, INC.は平成18年2月20日の株式取得に伴い、みなし取得日を平成18年3月末としております。

4. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。なお、AEONSOFT, INC.については、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。

5. 重要な会計方針

(1) 資産の評価の方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの... 連結会計年度期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの... 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産..... 定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物..... 8～15年

工具器具備品..... 4～15年

無形固定資産..... 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。

在外連結子法人等の営業権は3年で償却しております。

権利金については、契約期間（3年）に基づいております。

長期前払費用..... 定額法

(3) 繰延資産の処理方法

新株発行費..... 支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費..... 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上方法

貸倒引当金..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金..... 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金..... 在外連結子法人等における従業員の退職給付に備えるため、従業員退職金規程により、期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金...在外連結子法人等における役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程により、期末要支給額を計上しております。

- (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子法人等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。
- (7) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- (8) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (9) 連結調整勘定の償却に関する方法及び期間
連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

会計処理の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を当連結会計年度から適用しております。

これにより、税金等調整前当期純利益が1,363千円減少しております。

6. 連結貸借対照表関係注記

有形固定資産の減価償却累計額	96,218千円
----------------	----------

7. 連結損益計算書関係注記

(1) 1株当たりの当期純利益 1,320円 62銭

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	71,690千円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る当期純利益	71,690千円
期中平均株式数	54,285.52株

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
(株)ガーラウェブ本社	本社機能	建物、工具器具備品、ソフトウェア、電話加入権	

当社グループは、単一事業セグメントであります。各企業単位を資産グループとしております。

(株)ガーラウェブにおいて、営業活動から生じる損益が3期連続で損失となり、当該資産グループの当連結会計年度末の帳簿価額は、当資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を下回ると考えられるため、減損損失1,363千円を特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物6千円、工具器具備品1,047千円、ソフトウェア11千円、電話加入権297千円であります。

8. 退職給付関係注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

一部の在外連結子法人等は、従業員退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務 3,947千円

退職給付引当金 3,947千円

(3) 退職給付費用の内訳

勤務費用 1,343千円

退職給付費用 1,343千円

9. 税効果関係注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金繰入限度超過額	142千円
賞与引当金繰入限度超過額	5,553千円
未払事業税	1,219千円
繰延税金資産（流動）合計	<u>6,915千円</u>
繰延税金資産（固定）	
減損損失自己否認額	554千円
固定資産除却損自己否認額	1,727千円
ソフトウェア償却超過額	12,624千円
ソフトウェア除却損自己否認額	290千円
投資有価証券評価損自己否認額	15,350千円
営業権償却超過額	24,420千円
退職給付引当金及び役員退職慰労引当金繰入限度超過額	1,712千円
繰越欠損金	104,589千円
繰延税金資産（固定）合計	<u>161,270千円</u>
評価性引当額	<u>168,185千円</u>
繰延税金資産合計	<u> 千円</u>
繰延税金負債（固定）	
株式等評価差額金	<u>3,811千円</u>
繰延税金負債（固定）合計	<u>3,811千円</u>
繰延税金負債合計	<u>3,811千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	40.7%
（調整）	
住民税均等割等	2.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2
連結調整勘定	26.9
評価性引当額	14.1
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>2.0%</u>

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	1,403,208	流動負債	460,878
現金及び預金	1,329,163	買掛金	26,306
売掛金	58,249	未払金	24,895
前払費用	5,079	未払費用	5,304
子会社短期貸付金	8,407	未払法人税等	3,945
その他	2,657	未払消費税等	7,082
貸倒引当金	349	前受金	4,679
固定資産	615,069	預り金	1,699
有形固定資産	38,621	賞与引当金	11,965
建物	8,354	新株予約権付社債	375,000
車輜運搬具	180	固定負債	3,811
工具器具備品	30,087	繰延税金負債	3,811
無形固定資産	106,443	負債合計	464,689
特許権	6,771	【資本の部】	
商標権	2,756	資本金	1,010,751
ソフトウェア	29,608	資本剰余金	431,712
権利金	66,520	資本準備金	431,712
電話加入権	786	利益剰余金	105,759
投資その他の資産	470,004	当期末処分利益	105,759
投資有価証券	151,580	株式等評価差額金	5,553
子会社株式	270,300	自己株式	188
長期前払費用	16,964	資本合計	1,553,588
保証金	31,159	負債・資本合計	2,018,278
資産合計	2,018,278		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
【経常損益の部】		
【営業損益の部】		
営業収益		455,780
売上高		
営業費用		
売上原価	101,376	
販売費及び一般管理費	393,747	495,124
営業損失		39,344
【営業外損益の部】		
営業外収益		
受取利息	1	
還付加算金	11	
講演料収入	145	
雑収入	14	173
営業外費用		
支払利息	3	
新株発行費	9,814	
社債発行費	388	
為替差損	218	
子会社株式取得費用	7,874	18,298
経常損失		57,469
【特別損益の部】		
特別利益		
投資有価証券売却益		267,866
特別損失		
商品評価損	51,000	
固定資産除却損	6,670	
投資有価証券評価損	32,796	
子会社株式評価損	31,585	
その他	920	122,971
税引前当期純利益		87,425
法人税、住民税及び事業税		950
当期純利益		86,475
前期繰越利益		19,284
当期末処分利益		105,759

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

注 記

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社は、平成14年3月期以降、重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況の中で、平成17年3月期において大幅に業績を改善し営業利益及び経常利益を計上したものの、営業キャッシュ・フローがマイナスとなっております。当営業年度で営業キャッシュ・フローがプラスに転じたものの、重要な営業損失及び重要な経常損失を計上したため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、データマイニング事業におきまして、当営業年度において株式会社電通と資本提携並びに業務提携を実施し、インターネット上の口コミ分析サービスである『バイラルリサーチシステム』を開発し、株式会社電通が『電通バズリサーチ』として独占販売する契約を締結いたしました。

しかしながら、当営業年度におきましては『バイラルリサーチシステム』の安定稼動が遅れたことや、経営資源を主に重要な子法人等が行う事業であるオンラインゲーム事業の立ち上げに集中させたこと等から損益状況の改善に至りませんでした。

次期におきましては、当社における継続的収益構造による安定的収益の増大に向けて、コミュニティ・ソリューション事業では提供サービスの全体的な見直しによる採算性の向上、データマイニング事業は規模拡大を目指し、さらに新たな収益源として国内でのオンラインゲーム事業を平成19年3月期第2四半期に開始する予定です。当営業年度におきましては、当該事業のためのオンラインゲームの日本語版の提供ライセンスを取得しております。

計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を計算書類及び附属明細書に反映しておりません。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物..... 8～15年

工具器具備品..... 4～15年

無形固定資産.....定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法により償却しております。

権利金については契約期間（3年）に基づいております。

長期前払費用.....定額法

(3) 繰延資産の処理方法

新株発行費.....支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費.....支出時に全額費用として処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金.....従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当営業年度の負担額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計処理の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を当営業年度から適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表注記

- (1) 子会社に対する金銭債権
 - 短期金銭債権 8,442千円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 71,297千円
- (3) 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したることにより増加した純資産額 5,553千円

4. 損益計算書注記

- (1) 子会社との取引高
 - 子会社への売上高 33千円
- (2) 1株当たりの当期純利益 1,592円96銭
1株当たりの当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	86,475千円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る当期純利益	86,475千円
期中平均株式数	54,285.52株

5. 税効果関係注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金繰入限度超過額	4,869千円
貸倒引当金繰入限度超過額	142千円
未払事業税	1,219千円
繰延税金資産（流動）合計	<u>6,231千円</u>
繰延税金資産（固定）	
ソフトウェア償却超過額	12,624千円
ソフトウェア除却損自己否認額	290千円
投資有価証券評価損自己否認額	15,350千円
子会社株式評価損自己否認額	12,855千円
営業権償却超過額	24,420千円
繰越欠損金	50,314千円
繰延税金資産（固定）合計	<u>115,855千円</u>
評価性引当額	<u>122,086千円</u>
繰延税金資産合計	<u>千円</u>

繰延税金負債（固定）	
株式等評価差額金	<u>3,811千円</u>
繰延税金負債（固定）合計	<u>3,811千円</u>
繰延税金負債合計	<u>3,811千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	40.7%
（調整）	
住民税均等割等	1.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
加算税及び延滞税	0.1
評価性引当額	<u>41.3</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>1.1%</u>

利益処分案

(単位：円)

摘 要	金 額	
当 期 未 処 分 利 益		105,759,347
これを次のとおり処分いたします。		
次 期 繰 越 利 益		105,759,347

独立監査人の監査報告書

平成18年5月15日

株式会社 ガーラ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 烏野 仁 (印)

指定社員 業務執行社員 公認会計士 関 常芳 (印)

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ガーラの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第13期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社ガーラ及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

新株予約権付社債の株式転換、NFLAVOR, Corp.への追加出資・関連会社化、子会社 株式会社ガーラ総合研究所の設立に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成14年3月期以降5期連続して重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

平成18年5月17日

株式会社 ガーラ

代表取締役社長 菊 川 暁 殿

株式会社ガーラ監査役会

常勤監査役 岡 田 行 進 ⑩

監査役 江 原 淳 ⑩

監査役 相 馬 健 夫 ⑩

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第13期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

以 上

(注) 常勤監査役岡田行進、監査役江原淳、監査役相馬健夫は旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月15日

株式会社 ガーラ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 烏野 仁 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関 常芳 (印)
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ガーラの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第13期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

新株予約権付社債の株式転換、NFLAVOR, Corp. への追加出資・関連会社化、子会社 株式会社ガーラ総合研究所の設立に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は重要な営業損失及び重要な経常損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及び附属明細書には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 膳本

監 査 報 告 書

平成18年5月17日

株式会社 ガーラ

代表取締役社長 菊 川 暁 殿

株式会社ガーラ監査役会

常勤監査役 岡 田 行 進 ⑩

監査役 江 原 淳 ⑩

監査役 相 馬 健 夫 ⑩

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第13期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

また取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。なお取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

以 上

(注) 常勤監査役岡田行進、監査役江原淳、監査役相馬健夫は旧「株式会社
会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に
定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 59,931個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第13期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（32頁）に記載のとおりであります。当期の利益処分につきましては、内部留保の充実により企業体質の強化と事業の拡大を図るため、当期末処分利益を全額次期繰越利益とさせていただきたくお願い申し上げます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を変更案第5条（公告方法）にて定めるものであります。
- (3) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条（機関）を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条（株券の発行）を新設するものであります。

株主総会参考書類の一部等につき、会社法施行規則並びに会社計算規則に基づきインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第24条（取締役会の決議方法）第2項を新設するものであります。

会社法第426条第1項及び第427条第1項の規定に従い、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、また社外取締役及び社外監査役として優秀な人材の招聘が容易となるよう、第28条（取締役の責任免除）並びに第39条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、取締役の責任免除の規定に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。会社法の施行に伴い、会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象とされたことから、社外取締役及び社外監査役とのバランスを考慮し、同様の責任限定契約の締結を可能とするよう第42条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則 （商 号） 第1条 当社は、株式会社 ガーラ と称し、英文では GALA INCORPORATED と表示する。 （目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むこ とを目的とする。 1．インターネット等のネットワ ークを利用した情報交換機能 を持つホームページの企画、構 成、運営、提供 2．情報通信ネットワークを利用 した情報提供サービス及び情報 処理サービス （新設）	第1章 総 則 （商 号） 第1条 現行どおり （目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むこ とを目的とする。 1．現行どおり 2．現行どおり 3． <u>インターネットを利用したゲ ームの企画、配信、運営、提供</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>3</u> . 上記各号に関わるコンピュータシステムの設計、開発、運用、保守及び販売 (新設)</p> <p><u>4</u> . 経営コンサルタント業及びマーケティングリサーチ業</p> <p><u>5</u> . 広告代理業</p> <p><u>6</u> . 出版業 (新設)</p> <p><u>7</u> . 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。 (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、185,820株とする。 (新設)</p>	<p><u>4</u> . 現行どおり</p> <p><u>5</u> . 特許権の取得、保有、運用及び管理</p> <p><u>6</u> . 現行どおり</p> <p><u>7</u> . 現行どおり</p> <p><u>8</u> . 現行どおり</p> <p><u>9</u> . 上記に掲げる事業及びこれに関連する事業を営む会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p><u>10</u> . 現行どおり (本店の所在地) 第3条 現行どおり</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1</u> . 取締役会</p> <p><u>2</u> . 監査役</p> <p><u>3</u> . 監査役会</p> <p><u>4</u> . 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、185,820株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項並びに本定款に定めのあるもののほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載又は記録された株主(実質株主を含む)又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき者とする。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数で行う。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 現行どおり</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 現行どおり</p>
<p>(議事録) 第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを<u>議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u></p>	<p>(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数) 第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 現行どおり</p>
<p>(取締役の選任方法) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(取締役の選任方法) 第19条 現行どおり 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の任期) 第17条 <u>取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第20条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第19条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 現行どおり</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第20条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 現行どおり</p> <p>2. <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第25条 当社の監査役は、3名以上とする。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第26条 現行どおり</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、<u>取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、<u>法令の定める額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第29条 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(補欠監査役)</p> <p>第27条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合の選任手続きについては、前条第2項の規定を準用する。</p> <p>2. <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになり、前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>第1項により選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 現行どおり</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第31条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 現行どおり</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役会の決議方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第31条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬) 第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第37条 現行どおり</p> <p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、<u>法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、<u>法令の定める額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新設)</p>	<p>(任期) <u>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除) <u>第42条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(営業年度及び決算期) <u>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度) <u>第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>(利益配当金) <u>第35条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載又は記録された株主(実質株主を含む)又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(中間配当) <u>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第36条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2．前項の未払配当金には利息をつけないものとする。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第37条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載又は記録された株主（実質株主を含む）又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p><u>第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2．現行どおり</p> <p>(削除)</p> <p>附則</p> <p>(端株の取扱い)</p> <p><u>第1条 当会社は、端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>2．名義書換代理人及びその事務取扱場所は、株主名簿管理人及びその事務取扱場所と同じにする。</u></p> <p><u>3．当会社の端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、端株原簿への記載又は記録、端株の買取りその他端株に関する事務は名義書換代理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>4．当会社の端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>5．本条は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化のため2名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	村本理恵子 (昭和30年4月27日生)	平成10年10月 当社代表取締役会長 平成13年3月 当社取締役会長（現任） 平成18年5月 株式会社ガーラ総合研究所代表取締役（現任） (他の会社の代表状況) 株式会社ガーラ総合研究所代表取締役	310株
2	菊川 暁 (昭和40年7月4日生)	平成5年9月 株式会社ガーラ設立代表取締役社長（現任） 平成16年5月 GALA-NET, INC. CEO&PRESIDENT 平成18年3月 AEONSOFT, INC. 代表理事 会長 (他の会社の代表状況) GALA-NET, INC. CEO&PRESIDENT AEONSOFT, INC. 代表理事会長	28,306株
3	川手広樹 (昭和42年11月10日生)	平成6年10月 当社取締役（現任） 平成10年10月 当社取締役プロデュース局長 平成11年12月 株式会社アール・アイ・エス（現株式会社ガーラウェブ）代表取締役（現任） (他の会社の代表状況) 株式会社ガーラウェブ代表取締役	1,555株
4	田中最代治 (昭和8年6月10日生)	平成2年7月 株式会社オリエントファイナンス（現株式会社オリエントコーポレーション）代表取締役副社長 平成8年6月 株式会社田中経営研究所代表取締役（現任） 平成11年11月 当社常勤監査役 平成14年6月 当社取締役（現任） (他の会社の代表状況) 株式会社田中経営研究所代表取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
5	廣末紀之 (昭和43年4月4日生)	<p>平成3年4月 野村證券株式会社入社</p> <p>平成11年12月 インターキュー株式会社 (現GMOインターネット株式会社)入社</p> <p>平成12年2月 フリーエムエルドットコム株式会社設立(現GMOリサーチ株式会社)代表取締役社長</p> <p>平成13年10月 株式会社メールイン(現GMOメディア株式会社)代表取締役 株式会社マグプロモーション(現GMOメディア株式会社)代表取締役</p> <p>平成14年4月 GMOメディアアンドソリューションズ株式会社 (現GMOリサーチ株式会社)代表取締役</p> <p>平成18年3月 GMOリサーチ株式会社 代表取締役社長退任</p> <p>平成18年6月 当社入社</p>	121株
6	藤田公司 (昭和42年6月7日生)	<p>平成9年10月 Quintiles Asia, Inc. 日本支社(現クインタイルズ・トランスナショナル・ジャパン株式会社)入社</p> <p>平成12年12月 当社入社</p> <p>平成15年5月 当社管理局(現管理本部)長</p> <p>平成15年11月 当社執行役員管理局(現管理本部)長</p> <p>平成16年4月 当社執行役員管理本部長</p> <p>平成17年2月 当社退職</p> <p>平成17年4月 当社入社管理本部長(現任)</p>	5株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中最代治氏は、社外取締役の候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、
予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ており
ます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
角田大憲 (昭和42年1月29日生)	平成6年4月 東京弁護士会登録、森綜合法 率事務所(現 森・濱田・松 本法律事務所)入所 平成15年3月 中村・角田法律事務所(現 中村・角田・松本法律事務 所)参画(現任)	0株

- (注) 1. 角田大憲氏は、当社と顧問契約を締結しております。
2. 角田大憲氏は、社外監査役候補者であります。
3. 角田大憲氏は、非常勤監査役の補欠として選任するもの
であります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は平成12年6月9日開催の第7回定時株主総会において、年額2億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額5億5,000万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。取締役の員数は現在4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されまると、6名となります。

また、当社の監査役の報酬等の額は平成12年6月9日開催の第7回定時株主総会において、年額5,000万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の監査役の報酬等の額とは別枠として、当社監査役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額1,000万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

監査役の員数は現在3名であります。

これらのストックオプションは、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものであり、また、本件新株予約権の額は、平成18年4月28日現在の当社株価に基づきブラックショールズモデルにより算出した本件新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる本件新株予約権の総数（従来のストックオプションの付与状況及び経営体制の一層の強化を目的とした取締役の招聘等を考慮して定めています。）を乗じて得た額を参考にして算定しております。

当社取締役及び当社監査役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び新株予約権の総数

取締役については5,800個を、監査役については100個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

取締役については当社普通株式5,800株を、監査役については当社普通株式100株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間
割当日から2年を経過した日より5年以内とする。
- (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第6号議案 使用人等に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

- 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
- 2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限
 - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
下記(3)に定める内容の新株予約権500個を上限とする。
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
 - (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
 - (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの

を含む。)の転換又は行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年6月27日から平成25年6月26日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、 で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

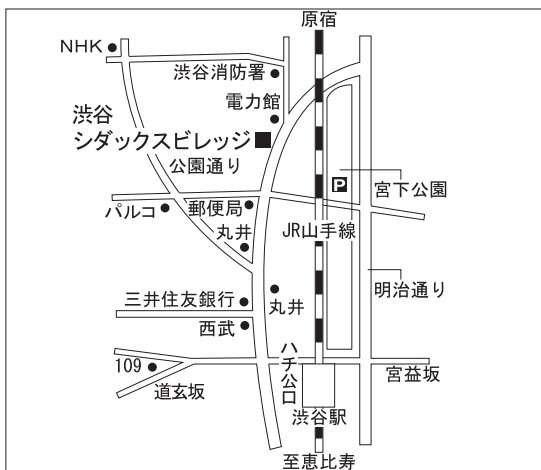
上記 に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区神南一丁目12番13号
渋谷シダックスビレッジ
2階 会場
電話 (03)5784 - 8830



〔交通〕 JR山手線 渋谷駅
東急東横線 渋谷駅
京王井の頭線 渋谷駅
東急田園都市線 渋谷駅
地下鉄銀座線 渋谷駅
地下鉄半蔵門線 渋谷駅

ハチ公口から徒歩10分

〔お願い〕 会場には駐車場はございませんので、お車でのご来場はご容赦賜りたくお願い申し上げます。